

半島振興法に係る租税特別措置について

当町は半島振興法に基づき、平成31年2月28日付けで「福島町産業振興促進計画」を策定しました。本計画が国の認定を受けたことで、平成31年4月1日以降に事業者が行った設備の投資等について、固定資産税の不均一課税（通常より低い税率での課税）が適用できるようになりましたのでお知らせします。

◆対象となる業種

1. 製造業 2. 農林水産物等販売業 3. 旅館業 4. 情報サービス業等

◆取得価格要件

半島税制措置の対象となる設備の価格は、業種及び資本金によって異なります。

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備に係る新增設		
取得 価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

◆適用期間

当該設備等の固定資産税を課すべき最初の年度（当該固定資産税を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合、当該日の属する年）の4月1日の属する年度）以降3年間

◆税率

●年度ごとの税率

第1年度	0.14パーセント（通常税率の10分の1）
第2年度	0.35パーセント（通常税率の4分の1）
第3年度	0.7パーセント（通常税率の2分の1）

※固定資産税に関する詳しい内容は、税務課課税係までお問い合わせください。

※国税の特別措置については、函館税務署までお問い合わせください。

お問い合わせ先

半島振興法・産業振興計画	固定資産税	国の特別措置
企画課 企画係 ☎47-3007	税務課 課税係 ☎47-4683	函館税務署 ☎0138-31-3171

福島町長選挙及び福島町議会議員選挙の立候補予定者説明会のお知らせ

選挙管理委員会では、8月16日（金）投票日の福島町長選挙及び福島町議会議員選挙における立候補届の円滑な対応を図るため、下記のとおり立候補予定者への説明会を開催します。

○福島町長選挙立候補予定者説明会

日時 令和元年7月5日（金）午前10時から
場所 福島町役場2階 健康づくり研修室

○福島町議会議員選挙立候補予定者説明会

日時 令和元年7月5日（金）午前11時から
場所 福島町役場2階 健康づくり研修室

お問い合わせ先 福島町選挙管理委員会（総務課内） ☎47-3001